



® 平成 30 年 5 月 16 日 (水)
No. 14688 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆行政不服審査制度と特許法(上) …………… (1)

行政不服審査制度と特許法 (上)

弁護士・新潟大学法学部

准教授 田中 良弘

1. はじめに

本稿は、平成26年に全部改正された行政不服審査法(平成26年法68号)につき、全面施行(平成28年4月1日)から約2年経過後の行政不服審査制度の現状について分析するとともに、特許の分野における同制度の役割について検証するものである。

もとより、特許法195条の4は、「査定、取消決定

若しくは審決及び特許異議申立書、審判若しくは再審の請求書若しくは第120条の5第2項若しくは第134条の2第1項の訂正の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分又はこれらの不作為については、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができない」と規定し、特許法上の主要な処分について行政不服審査法の適用を除外している

知的財産の内外権利化と権利行使

プライムワークス国際特許事務所

PRIMEWORKS IP Attorneys

【情報・電子】

弁理士 *森下 賢樹
パートナ
弁理士 *村田 雄祐
パートナ
弁理士 青木 武司
パートナ
弁理士 *真家 大樹
弁理士 菅野 茂
弁理士 山本 泰
弁理士 高田 寛人

業務専主 村上 雄一

弁理士 小澤 勝己
弁理士 吉川 太郎

【化学・材料・バイオ】

パートナ
弁理士 小澤 一郎
弁理士 田中 康夫
弁理士 吉澤 大輔
弁理士 *野田 裕子

【機械・制御】

パートナ
弁理士 *三木 友由
弁理士 富所 輝銀夫
弁理士 月成 俊介
弁理士 吉田 浩久
弁理士 若井 広
弁理士 中田 洋二

【通信】

パートナ *宗田 悟志

【商標】

弁理士 長谷川 綱樹
弁理士 *木村 純平

【法務】

弁護士(顧問) 横井 康真

中国弁理士 張 嵩
米国特許
弁理士(顧問) クレア ツオッブ

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西2-11-12 グリュック代官山
TEL 03-3461-3687 FAX 03-3461-3688 URL: <http://www.primeworks-ip.com/>

*付記弁理士(侵害訴訟代理権付記)

(なお、同条のいう「この法律の規定により不服を申し立てることができないとされている処分」として、補正却下決定(特許法53条1項)や審判官の除外の申立てに対する決定(同法143条1項)、審判参加の申請に対する決定(同法149条3項)がある¹⁾。

他方、行政不服審査法1条2項は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(以下、単に「処分」という。)に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる」と規定して、処分に対する不服申立てについて一般概括主義を採用しており、特許の分野においても、期間延長の不許可(特許法5条1項)、手続の却下(同法18条、18条の2、133条、133条の2)、国際出願に関する特許庁長官の決定(同法184条の20)および特許法186条1項に基づく閲覧請求に対する決定等については、行政不服審査法に基づく審査請求が可能である。そのため、特許の分野における行政不服審査制度の意義について、行政不服審査法の平成26年改正を踏まえて検証することには、一定の意義があると思われる。

そこで、本稿においては、まず、行政不服審査法の特徴と平成26年改正について概説し(本号2)、新法の全面施行から2年経過後の行政不服審査制度の現状について検証した上で(本号3)、同法の適用除外規定である特許法195条の4の解釈に関する裁判例(知財高判平成27年6月10日およびその原判決)を紹介し(本号4)、さらに、特許庁の処分に対して行政不服審査法に基づく審査請求がなされた具体的事例(行政不服審査会答申平成29年9月25日および同平成30年4月9日)を紹介した後(次号5)、特許の分野における行政不服審査制度の意義について若干の検討を加えることとしたい(次号6)。

2. 行政不服審査法と平成26年改正の概要

(1) 行政不服審査制度とは

行政不服審査法は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図

るとともに、行政の適正な運営を確保すること」を目的とするものである(同法1条1項)。

公権力の行使に対する救済手段としては、行政事件訴訟法に基づく行政訴訟が挙げられるが、行政不服申立ては、行政が自らの処分を見直す制度であるため、訴訟に比べ簡易かつ迅速な手続であることに加え、処分の違法性のみならず不当性²⁾についても審査できる点において、行政訴訟と異なる特長を有している。

他方、旧行政不服審査法(昭和37年法160号。以下、「旧法」という)の下における行政不服審査制度は、審理を行う者に関する規定を設けておらず(次頁図1参照)、裁判所によって審理がなされる行政訴訟と比べ、公正性に欠けるという懸念が示されていた。また、旧法は、審査請求と異議申立ての2つの手続を設けた上で(旧法3条1項)、原則として異議申立てを経なければ審査請求をすることができない異議申立前置主義を採用し(旧法20条)、さらに、多くの個別法が、審査請求を経ないと行政訴訟を提起できない審査請求前置主義を採用するなど、権利救済手段としての利便性に欠けるとの批判も寄せられていた。

そこで、平成26年改正後の行政不服審査法は、
①審査庁に指名された審理員が中立的な立場から審理を行う審理員制度を導入するとともに、
②審査請求を棄却する場合には第三者機関である行政不服審査会等への諮問を義務づけることによって、行政不服審査制度の公正性の向上を図っている。また、
③不服申立ての手続を審査請求へ一元化するとともに(新法2条)、
④「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、多くの個別法に設けられていた審査請求前置の規定を大幅に整理・縮小し、さらに、
⑤不服申立て期間を従来の60日(旧法14条1項、45条)から3か月へ延長し(新法18条)、
⑥不服申立人の手続的権利の充実や審理の迅速化のための規定³⁾を設けるなど、権利救済手段としての利便性の向上を図っている⁴⁾。

以下、上記の改正点のうち、新法の重要な特徴である①審理員による審理手続と⑥行政不服審査会等への調査審議手続について概説する。